

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)				担当局	担当
令和3年9月9日	令和3年9月24日	・区民意識調査事業の実施について（起案日：令和2年10月5日） ・令和2年度住吉区区民意識調査業務委託仕様書	公開				号	住吉区役所	政策推進課
令和3年9月9日	令和3年9月24日	支出命令情報（契約）「令和2年度住吉区区民意識調査業務委託経費の支出について」	部分公開	2			号	住吉区役所	政策推進課
令和3年9月9日	令和3年9月24日	令和2年度第1回住吉区区民意識調査 https://www.city.osaka.lg.jp/sumiyoshi/cmsfiles/contents/0000532/532383/r2kuminishikichousal.pdf の「4）調査結果をご覧いただく際の留意事項」には「本調査の回答者は民間調査会社に登録するインターネットモニターであり、回答者の構成は無作為抽出サンプルのように『区民全体の縮図』ではありません。そのため、調査結果は、『区民全体の状況』を示すものではなく、あくまで本調査の回答者の回答状況にとどまります。」と記載されています。 しかし、この区民意識調査の【Q10】の結果は、令和2年度運営方針 https://www.city.osaka.lg.jp/sumiyoshi/cmsfiles/contents/0000502/502450/r2youshiki2.pdf において、「住吉区が災害に対して安全なまちと感じている区民の割合」として用いられています。 また、運営方針の成果指標は、比較的容易に入手することができ、過去との比較ができる客観的に測定可能な数値を設定することとなっているはずで す。 1. 区民意識調査の結果が「区民の割合」であると解釈できる根拠が記された文書及び、過去との比較ができるという根拠が記された文書を公開してください。	不存在				号	住吉区役所	政策推進課
令和3年9月25日	令和3年10月11日	9月9日付で行った公開請求に対して令和3年9月24日付大住吉政第8号による不存在決定がありました。不存在の理由として 公開請求書に記載された「区民意識調査の結果が「区民の割合」であると解釈できる根拠が記された文書及び、過去との比較ができるという根拠が記された文書」について、当区における区民意識調査はあくまで本調査の回答者の回答状況にとどまること、また、過去との比較は数値の比較でしかないことを認識した上で活用していることから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 とありますが、このような「あくまで本調査の回答者の回答状況にとどまり、過去との比較に意味がない区民意識調査の結果を、運営方針において、「めざす状態を数値化した指標」であるアウトカム指標や、「取組によりめざす指標」であるプロセス指標などとして用いることの合理性や妥当性がわかる文書を公開してください。	不存在				号	住吉区役所	政策推進課